

平安京の石製帯飾り具

(財)京都市埋蔵文化財研究所・京都市考古資料館

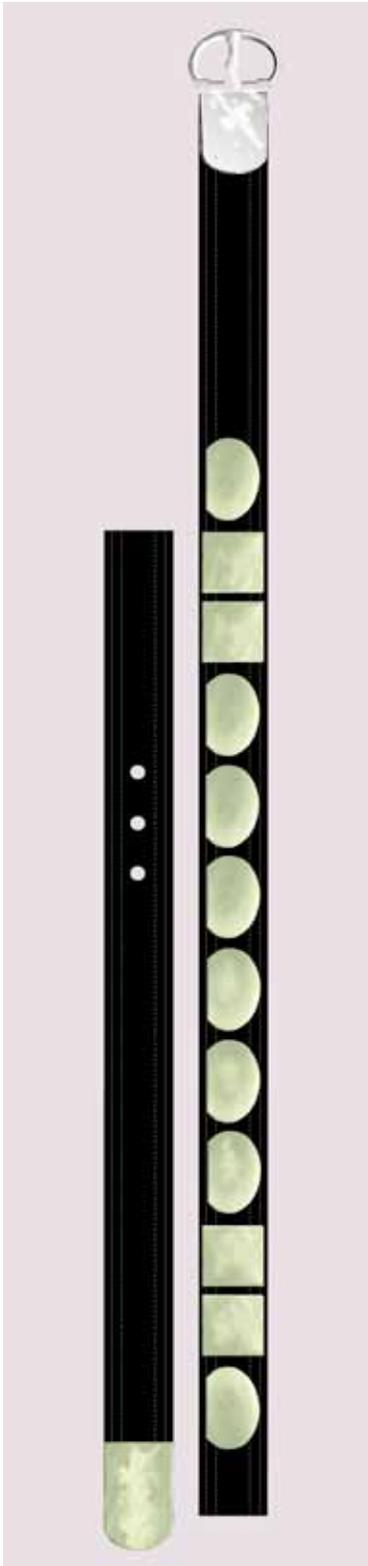


図1 白玉腰帯の復元 銚具の数や配置は、正倉院宝物の紺玉帯を参考にした。



写真1 右京六条一坊井戸跡出土の白玉丸靱 井戸は六条一坊十一町の東西中央西寄りであり、この丸靱は井戸底部の石敷きの下から出土した。

写真1の石製品は右京六条一坊十一町の9世紀代の井戸跡から出土した帯飾り具です。乳白色半透明の硬質な石材を加工し、表面は非常にいねいに研磨され美しい光沢をもち、裏面には帯本体にとりつけるための銅線を通す潜り穴が2箇所にあけられています。この帯飾り具は楕円形の下方を直線的に切り取ったような形をしていますが、このような形態のものは「丸靱」と呼ばれており、このほか長方形の「巡方」や帯先に取り付けられた「鈍尾」と呼ばれる形態のものもあります。(図2)

このような帯は、8世紀のはじめ頃、唐の服制を取り入れて成立し、当初は主に革製の帯に金属製の飾り具(銚具)を取り付けたもので「銚帯」と呼ばれていました。着衣を締める布製の帯とは別に貴族・官人の朝服・礼服(朝議や儀式に着用する正式な衣服)の一部として使用されていましたが、飾り具は長岡京から平安京の時代にかけて金属に代わり石製のものが

主流になります。金属製の銚具を用いた「銚帯」に対して石製の銚具を用いた帯は「石帯」、またその中でも特に高級な石材を用いたものは「玉帯」とも呼ばれていました。

服制を規定した衣服令という法令によれば、帯飾りの材料やその色調などはそれを着用する者の位によって区別され、六位以下の官人には黒色の帯飾りしか許されていませんでした。五位以上の貴族・官人に対しては金銀の鍍金を施したものや、天皇をはじめ三位以上の高位の皇族や貴族は犀角、白玉、瑪瑙など貴重な材料を用いた帯を身につけていたとされています。こうした規定は10世紀に編纂された『延喜式』にも記載されており、六位以下は黒色とするなど原則はおおむね踏襲されています。

右京六条一坊十一町の井戸跡から出土したこの白玉製の帯飾り具は、当時の規定からすると三位以上の貴族にしか許容されていなかったもので、その持ち主はかなり高位の貴族とすることができる

でしょう。しかし、そう単純に考えても良いのでしょうか。というのは周辺の発掘調査の成果からこの井戸があった宅地は三位以上に与えられた一町（約120m四方の区画）の1/4程度の面積しかないことがわかっており、そのような高位の貴族の邸宅跡とは考えられないからです。つまり史料に残されている規定通りにとらえた遺物の評価と遺構の実態との間に齟齬が生じるのです。

ここで視点を変えて、平安京跡から出土した石製銚具全体からこの問題を考えてみることにします。平安京跡からはこれまでに色調の明らかな石製銚具が134点出土していますが、その内訳は黒色のものの25点、緑色系（濃緑色・淡緑色・緑灰色を含む）60点、白色19点、白色に黒斑のあるもの14点、その他16点です。最も多いのは緑色系で全体の約半数を占め、そのほか白色やその他の色調のものが意外に多く黒色のものは2割に満たないのです。これは先ほどの規定からすれば特異な現象といえるでしょう。

平安京に住んでいた貴族・官人のなかでは五位以上は少数で、と

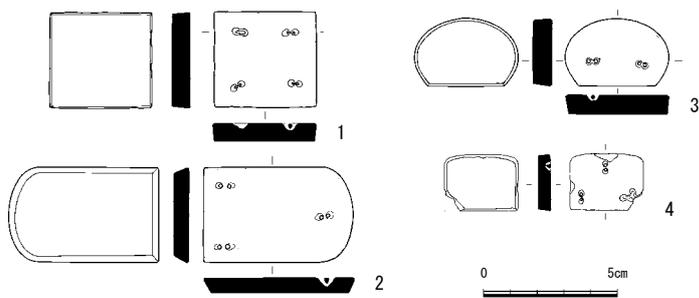


図2 銚具の形態 1 巡方 2 鈍尾 3 丸鞘 4 丸鞘の一種（櫛上と呼ばれたものか）

りわけ三位以上の高位の貴族は一時期に数人から十数人と非常に限られ、大多数が六位以下、すなわち規定では黒色の帯飾りしか許されていなかった人々なのです。そうとすれば、平安京跡から出土する石製銚具にはその比率が反映され、黒色のものが最も多く見られるのが当然であるといえましょう。しかし先に見たように遺跡からの出土実態はその予測を裏切るものです。ちなみに平安京の前の都である長岡京の出土資料を見れば石製銚具の約8割が黒色で、その他の色調を持つものはさほど多くありません。

このような事実をどのように理解すればよいのでしょうか。長岡京に比べて平安京では六位以下の官人層が減少した、またはそれらの層が石帯を使用しなくなった、あるいは規定を逸脱し下位の者が

黒色以外の石材を使用するようになったのでしょうか。限られた紙面では詳細にふれることはできませんが、全国的な出土状況や遺物の内容（石材の種類や加工の状態）から見れば、時代とともに規範が形骸化し、黒色から多様な色調へと変化していったように思えます。こう考えれば、この右京六条一坊十一町から出土した白色の帯飾りの持ち主の位も、必ずしも三位以上とは断定できないことがわかるでしょう。

このように発掘調査によって得られた石製銚具の内容の分析を通じて、少なくとも文献史料からだけでは見えてこない石帯のもつ問題点がうかがいあがってくるのです。このことは石帯だけに限らず考古資料全般がもつ史料的価値を示す一例といえるでしょう。

（平尾 政幸）

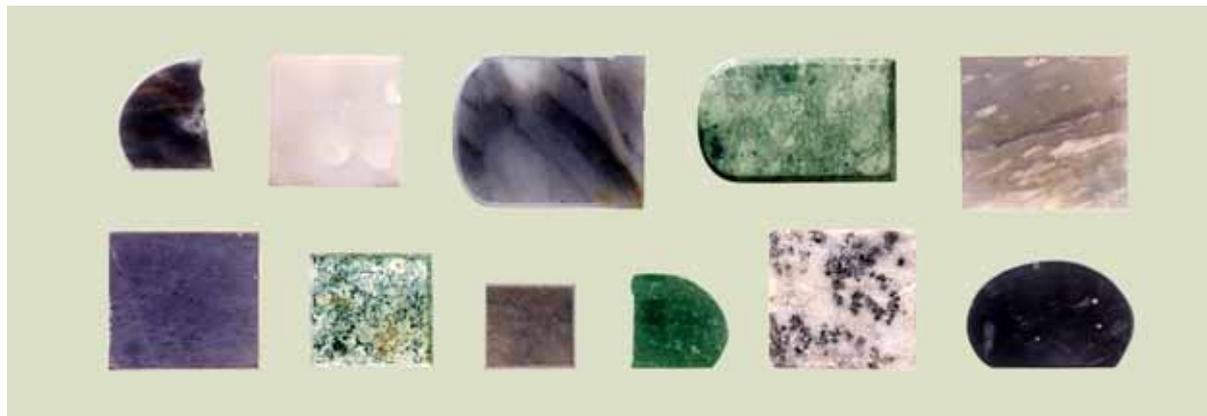


写真2 平安京跡から出土した様々な色調の石製帯飾り具